

平塚市立地適正化計画(素案) パブリックコメント・説明会のご案内

平塚市では、人口減少や少子高齢化、自然災害等に対応するため、居住や都市機能の誘導、徒歩や公共交通によるアクセスの確保等により、コンパクト・プラス・ネットワークを形成し、行政と市民等が一体となり、便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを目指す立地適正化計画の策定に取り組んでいます。

令和4年度より取り組みを進め、この度、平塚市の特性と課題や、意見交換会等による市民ニーズを踏まえた「平塚市立地適正化計画(素案)」をまとめました。(※概要は裏面をご覧ください)

■みなさまからのご意見を募集します

「平塚市立地適正化計画(素案)」へのご意見を募集するため、**令和6年11月1日(金)から12月2日(月)までの期間**で、パブリックコメントを実施します。

立地適正化計画(素案)については、市ホームページ(「平塚市 立地適正化計画 パブコメ」と検索)でご確認ください。また、各公民館、図書館、市民活動センター、市政情報コーナー、駅前市民窓口センターでもご覧いただけます。

■説明会を開催します

パブリックコメントの実施にあたり、平塚市立地適正化計画(素案)について、みなさまにご理解をいただくとともに、ご意見をお聞きするため、次のとおり説明会を開催しますので、ご都合の合う日時にてご参加ください。

開催日時	会場	住所	申込締切日
令和6年11月10日(日) 14:00~16:00	崇善公民館 会議室1・2	見附町1-8	11月8日(金)
令和6年11月11日(月) 19:00~21:00	崇善公民館 会議室1・2	見附町1-8	11月8日(金)
令和6年11月12日(火) 19:00~21:00	神田公民館 1階 集会室	田村3-12-5	11月11日(月)
令和6年11月14日(木) 19:00~21:00	金目公民館 2階 集会室	南金目966	11月13日(水)
令和6年11月15日(金) 19:00~21:00	旭南公民館 大ホール	山下2-16-1	11月14日(木)

・説明会は、事前申込制です。各会場の定員は30名程度で、申込多数の場合は先着順とさせていただきます。

・参加を希望される方は、「氏名、住所、電話番号」を**申込締切日**までに問合せ先への**電話**または**メール**、もしくは**インターネット(e-kanagawa)**によりご応募ください。

※参加費は無料です。参加人数把握のため、事前申込にご協力ください。

問合せ先 平塚市役所 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市計画担当

◆電話：0463-21-8781(直通)

◆e-mail：machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

◆e-kanagawaへのアクセス先(URLまたは二次元バーコード)

「URL」https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142034-u/offer/offerList_detail?tempSeq=83386 「二次元バーコード」



平塚市立地適正化計画（素案）の概要

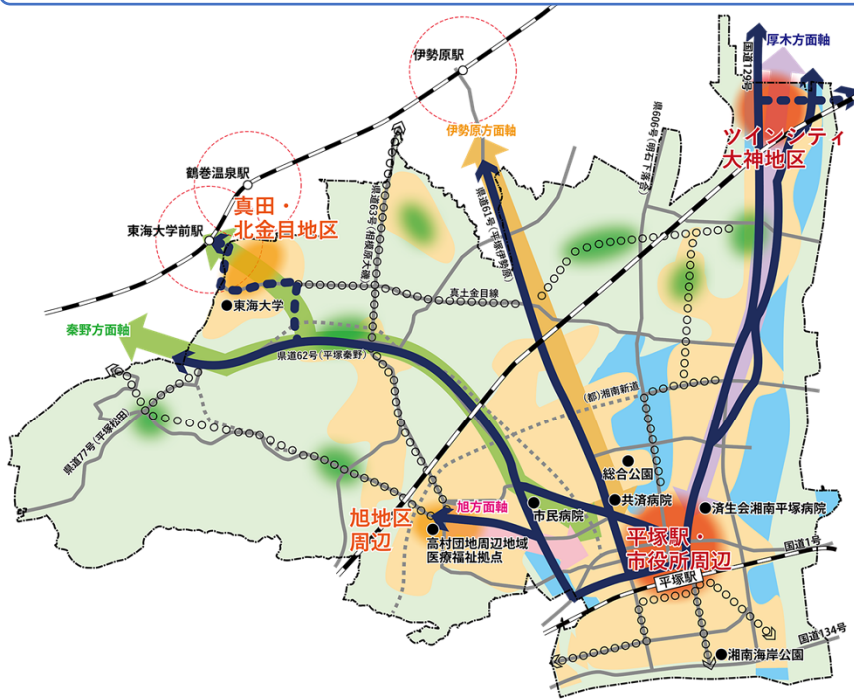
本計画は、平塚市都市マスタープラン（第2次）に示すコンパクト・プラス・ネットワークのイメージを基本に、居住の誘導、都市機能の配置、公共交通ネットワークなどのあり方を定め、長期的な視点で緩やかに誘導を図りながら、便利で快適に暮らし続けられるまちづくりの実現を目指します。

立地適正化計画におけるまちづくりの方針と目指す都市の骨格構造

立地適正化計画におけるまちづくりの方針

方針1	方針2	方針3	方針4
多様な住まいの誘導	生活拠点の配置	交通ネットワークの構築	災害リスクを踏まえたまちづくり
エリア特性に応じた多様な住まい方を実現する基盤良好な市街地のストックを活用するまちづくり	魅力ある中心拠点と暮らしを支える郊外拠点があるまちづくり	便利なバスと多様な交通手段で拠点にアクセスできるネットワークの構築	災害リスクの回避・低減の取組による安全に暮らし働くことができるまちづくり

目指す都市の骨格構造



防災指針

災害リスクに応じて被害対象の減少、災害発生の抑制・被害の軽減・早期復旧・復興の取組を、防災・減災の関連計画と連携して計画的に推進します。

凡例	
	中心生活拠点
	地域生活拠点
	日常生活拠点
	居住促進ゾーン
	都市活動維持ゾーン
	緑住共存ゾーン
	公共交通軸（主要なバス路線）
	公共交通軸（計画路線）
	フィーダー交通ネットワーク（バス・自転車・その他のモビリティ）
	主要な道路

立地適正化計画に定める区域の設定と実現化の戦略

目指す都市の骨格構造の実現に向けて、法に基づき都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、制度に関連する各種支援事業等の活用や届出制度による誘導、多様な主体の連携等によるまちづくりを推進します。

都市機能誘導区域：中心生活拠点・地域生活拠点に区域を設定し、一定規模以上の都市機能の維持・強化を図ります。また、日常生活拠点は地区まちづくりの推進や関連施策との連携により身近な生活サービスの確保を図ります。

居住誘導区域：災害リスクの高さや産業振興等の視点を踏まえ、居住促進ゾーンに居住誘導区域を設定します。まちなか、周辺部、郊外部のエリア特性に応じた適切な人口密度で居住誘導を図り、都市機能・サービスの持続性を確保し、都市の活力を高めていきます。